# 産直市の開設者・出品者のみなさまへ 令和3年6月1日から食品衛生法が変わります



保健所で、紙での申請や届出

もできます。

食を取り巻く環境の変化から食品衛生法が大きく変わります。次の変更内容を知っていただき、対応をお願いします。

### 変更1 営業許可制度が見直され、届出制度が創設されました

食品を取り扱う場合には、原則許可または届出のどちらかが必要となります。許可業種は34業種から32業種へ 見直されます。

新法の手続きは、食品衛生申請等システムで電子申請してください。(紙申請も可能です。) 新たな営業許可・届出制度の詳細については、別パンフレットを参照してください。

### 営業の種別 許可業種(32業種) 届 出 業 種 届出対象外の業種 食品又は添加物の輸入業 食品又は添加物の輸入業 のみをする営業 (ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く) 常温で長期間保存しても腐敗、 変敗その他品質の劣化による 食品の生土の危害の発生のおそれ 飲食店営業 調理の機能を有する自動販売機 許可営業 及び 食肉販売業 に該当しない 届出対象外の業種 魚介類販売業 魚介類競り売り営業 営業者 集乳業 乳処理業 東京衛生工の危害の完生のおそれがない包装食品の販売業 4 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業 5 器具容器包装の輸入又は販売業 6 生産者及び生産者団体が行う 農産物の簡易な加工(採取業) 特別牛乳搾取処理業 食肉処理業 弁当販売業 野菜果物販売業 米穀類販売業 10 食品の放射線照射業 不教規が代表 通信販売・訪問販売による販売業 コンピニエンスストア その他の食料・飲料販売業 いわゆる健康食品の製造・加工業 11 菓子製造業 12 アイスクリーム製造業 13 乳製品製造業 14 清涼飲料水製造業 15 食肉製品製造業 コービー製造・加工業 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 水産製品製造業 水雪製造業 液卵製造業 精穀・製粉業 食用油脂製造業 みそ又はしょうゆ製造業 酒類製造業 食品衛生法に基づく届出は不要です。 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 採取業の一部については、引き続き、 豆腐製造業納豆製造業 など 徳島県食品表示の適正化に関する条例 23 附立装足来 24 麺類製造業 25 そうざい製造業 26 複合型そうざい製造業 27 冷凍食品製造業 が適用されます。 複合型冷凍食品製造業 漬物製造業 密封包装食品製造業 食品の小分け業 添加物製造業 新たな営業許可や届出制度 の詳細については、別パンフ レットをご覧ください。 令和3年6月1日以降に営業を始める場合 許可 届出 営業開始前に 営業開始前に 許可を取得してください 営業届を提出してください パンフレット 4ページ 日ページ 令和3年5月31日現在で既に営業を始めている場合 令和3年11月30日までに保健所に 届出が必要です。 営業許可の申請や 旧法による許可業種 旧法による許可業種以外 営業届の提出は、 飲食店営業 そうざい製造業 菓子製造業 漬物製造業 密封包装食品製造業 水産製品製造業 食品衛生申請等システム (https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/) など など からできます。

令和6年5月31日までに新規許可の

(経過措置期間は3年です。)

取得が必要です。

旧法の許可は、

許可証に記載されている

有効期間まで有効です。

### 変更 2 HACCPに沿った衛生管理の制度化(衛生管理の見える化)

法改正により原則として、全ての事業者に一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が義務付けられました。

<一般衛生管理>

1 食品衛生責任者等の選任

2 施設の衛生管理

3 設備等の衛生管理

4 使用水等の管理

5ねずみ及び昆虫対策

6 廃棄物及び排水の取扱い

7 食品又は添加物を取り扱う者

の衛生管理

8 検食の実施

9情報の提供

10 回収・廃棄

11 運搬

12 販売

13 教育訓練

14 その他

<HACCPに沿った衛生管理>

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を 実施してください。※1

「HACCPに基づく衛生管理」を実施しても結構 です。

詳しくは厚生労働省ホームページ又は管轄す る保健所にご相談ください。

厚生労働省 HACCP

検索

※1 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」 食品の取り扱いに従事する者が50人未満の小規模事業者、容器包装された

「HACCPに基づく衛生管理」

食品の貯蔵・運搬・販売。短期間で消費されるパン製造、そうざい製造 など と畜場、食鳥処理場などコーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者 自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理します。

<「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の取り組み方>

厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\_00003.html)で 各業界団体が作成した 手引書から、自分の営業に合った手引書をさがしてください。 (保健所でも手引書を配布しています。)

この手引書を参考にして、次の内容を実施してください。

- 1. 手引書の解説を読み、自分の業種・業態では、何が危害要因となるかを理解する。
- 2. 手引書のひな型を利用して、衛生管理計画と必要に応じて手順書を準備する。
- 3.2の内容を従業員に周知する。
- 4. 手引書の<u>記録様式</u>を利用して、衛生管理の実施状況を記録する。
- 5. 手引書で推奨された期間、記録を保存する。
- 6. 記録等を定期的に振り返り、必要に応じて衛生管理計画や手順書の内容を見直す。

# 衛生管理記録簿

### 変更3 食品リコール制度の創設

食品の自主回収を行う場合、行政への届出が義務化されます。

食品事業者

届出対象となる事案が発生した場合、自主回収に着手し、原則食品衝生申請等システム (https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/)により管轄する保健所へ報告してください。

届出対象:食品衛生法違反及び違反のおそれのあるもの、食品表示法違反及び違反のおそれのあるもの

保健所

健康被害発生を考慮したクラス分類を行います。

報告

届出

玉 公表

消費者

リコール情報を一元管理します。

インターネット上からリコール情報を確認できます。

豆腐に金属片が入っていた! 包装不良でまんじゅうにカビが! 期限表示を間違えた! など

#### 合成樹脂のポジティブリスト制度の導入 変更4



合成樹脂を使用した容器包装・機械器具に対し、安全性を評価した物質のみを使用可能とす るポジティブリストが適用されます。

食品に直接触れる容器包装・機械器具(合成樹脂製)が食品衛生法に適合していることを確 認してください。



## ご相談・ご連絡は管轄の保健所へ

東部保健福祉局

徳島保健所 088-652-5154-5155

南部総合県民局 保健福祉環境部

阿南保健所 0884 - 28 - 9870

西部総合県民局 保健福祉環境部

美馬保健所 0883-52-1011

東部保健福祉局

吉野川保健所

0883-36-9016

南部総合県民局 保健福祉環境部

美波保健所 0884 - 74 - 7343

西部総合県民局 保健福祉環境部

三 好 保 健 所 0883-72-1121

